

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年4月に、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現を目指し、障害者自立支援法が施行されました。

その目的を達成するにあたり、市町村は国の指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられました。

国においては、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進に関する法律」の施行、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定等により、障がい者の権利擁護や支援の充実が図られ、これらを踏まえ平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」が策定されています。

田上町でも、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として、障がい福祉計画を策定するとともに「田上町障がい者計画（平成24年度から平成29年度）」を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するサービス全体の基盤整備等について計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

「第4期田上町障がい福祉計画」は、第3期障がい福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障がい福祉サービス等の実績を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

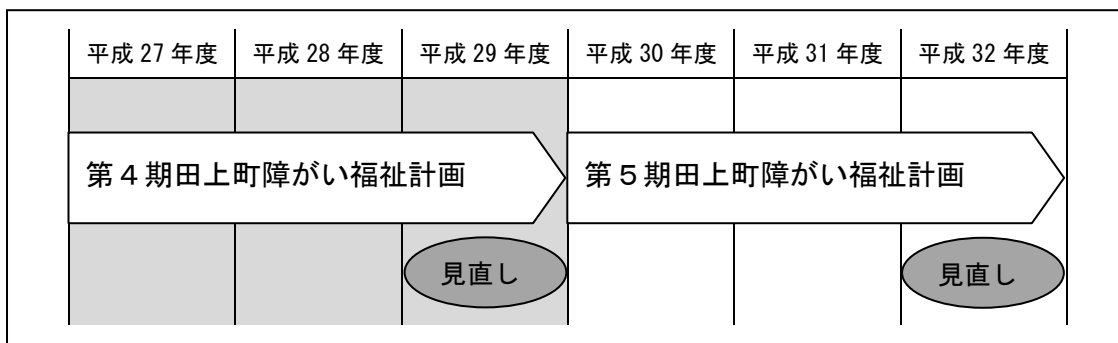
障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく計画で、障がい福祉サービス、相談支援の必要量の見込み及び確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項を掲げる計画です。

(2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第 5 次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

障害者総合支援法に基づく「第 4 期田上町障がい福祉計画」は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とします。



4 計画の策定経過

(1) 障害者自立支援協議会の運営

計画の策定にあたっては、障がい者団体関係者、福祉・医療・教育・商工業の関係者などの委員により構成する「田上町障害者自立支援協議会」を設置し、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

(2) 町民の意見反映

① 協議会への参加

田上町障害者自立支援協議会の委員として、障がい福祉関係者、雇用関係者が参加しました。

② 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

障がい福祉サービスの利用意向や生活実態を把握するため、平成26年10月にアンケート調査を実施しました。

(3) 障がい者の表記

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

(4) 新潟県・近隣市村との連携

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行いました。